

令和5年度の決算に係る健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づく、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、令和5年度決算に係る山口県の状況は以下のとおりです。
いずれの比率についても、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っています。

1 健全化判断比率

区 分	健全化判断比率 (R5年度決算)	国 の 基 準	
		早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	3.75%	5%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	8.75%	15%
実 質 公 債 費 比 率	8.8%	25%	35%
将 来 負 担 比 率	170.6%	400%	

※「—」は、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表しています。

※将来負担比率については、財政再生基準の設定がありません。

2 公営企業の資金不足比率

特 別 会 計 の 名 称	資金不足比率 (R5年度決算)	国 の 基 準
		経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	20%
電気事業会計	—	
流域下水道事業会計	—	
港湾整備事業特別会計	—	
下関漁港地方卸売市場特別会計	—	
産業団地整備事業特別会計	—	

※「—」は、資金不足額がないことを表しています。

《各指標の算定方法》

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模（通常収入されると見込まれる一般財源規模）}}$$

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（一般会計、特別会計、公営企業会計）}}{\text{標準財政規模（通常収入されると見込まれる一般財源規模）}}$$

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

$$\text{実質公債費比率（3カ年平均）} = \frac{(1) + (2) + (3) - (4)}{(5) - (4)}$$

(1) 地方債元利償還金

(4) 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

(2) 公営企業債償還充当繰出金

(5) 標準財政規模

(3) 公債費に準ずる債務負担行為等

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{(1) + (2) + (3) + (4) + (5) - (6) - (7) - (8)}{(9) - (10)}$$

(1) 地方債現在高

(6) 充当可能基金

(2) 債務負担行為に基づく支出予定額

(7) 特定財源見込額

(3) 公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

(8) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(4) 退職手当負担見込額

(9) 標準財政規模

(5) 設立法人の負債額等負担見込額

(10) 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

2 公営企業の資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$